

(編譯) 『中國文獻學述要』——宋代の歴史文獻の校勘について——

曾貽芬・崔文印 原著

山口謠司

石川 薫 編譯

洲脇武志

はじめに

宋代に起こった木版印刷技術の發達は、校勘學の分野に於いて發展を大きく促した。このことについて、宋の程俱は、次のように述べている。

「議者以謂、前代經史皆以紙素傳寫、雖有舛誤、然尚可參讎。至五代、官始用墨版模六經、誠欲一其文字、使學者不惑。至太宗朝、又模印司馬遷・班固・范曄諸史、與六經皆傳、于是世之寫本悉不要。然墨版訛駁初不是正、而後學者更無他本可以刊驗(注)(なお圈點は原著者による)」。

版本は、寫本とは異なり、ひとつの版木から幾數百の同じ本が作られるということもあって、精緻な校勘を加えなければ

ばならなかった。技術的發展をも含めて、宋代の諸帝は、「文治」を標榜したことによって歴史文獻の校勘が史上空前の規模で行われた。

『麟臺故事』によれば、太宗の淳化五（九九四）年から仁宗の景祐二（一〇三五）年までに『史記』、『前漢書』、『後漢書』、『三國志』、『晉書』、『唐書』、『周禮』、『儀禮』、『公羊傳』、『穀梁傳』、『孝經』、『論語』、『爾雅』、『尚書』、『南華真經』、『莊子注』、『文選』、『南史』、『北史』、『隋書』が出版されたと記されている。中でも『史記』、『漢書』、『論語』、『孝經』、『爾雅』などには、繰り返し校勘が行われたという。その他、宋の太宗期に編纂された『文苑英華』の校勘も行われて出版されている。

北宋における出版に於いて校勘が重視されたことは、それまでにはなかった新しい書物に対する意識が芽生えたという点において特筆すべきことと考えられる。

さて、宋代では圖書の校勘は非常に重視され、動員された人員も相當數に上り、『南宋館閣錄』卷八「官聯」下の記載によれば、南宋の館閣の「校書郎」職は、建炎年間にはわずか八人だったものが、紹興以後は六十六人に増加し、同じく南宋の館閣の「正字」職は、建炎年間にはわずか三人だったが、紹興以後は八十八人に増加した。この様に多くの人が校勘に携わること、そして校書の形式を統一することは、その質を保證するものであった。南宋館閣の「校讎式」は、この要求に應じて朝廷が頒布した統一的な校書の規程である。この『校讎式』には、「諸字有誤者、以雌黃塗訖別書。或多字、以雌黃圈之。少者、于字側添入。或字側不容注者、即用朱圈、仍于本行上下空紙上標寫。倒置、于兩字間書乙字。諸點語斷處、以側爲正。其有人名、地名、物名等合細分者、即于中間細點。」と規定がなされ、表音などについても、具體的に規定を施し「點校訖、每冊末各書臣某校正<sup>（在）</sup>」という。このような統一規格の出現は、當時の校勘の様相を示すものであり、さらに重要な點は、校勘が一定の水準に達したことを示していることである。

こういった内府刊刻の影響のもと宋代には、私家の出版、さらには書肆による印刷も行われるようになる、彼らも校勘という作業を重視するようになる。

### 一、劉放の『東漢刊誤』について

晁公武は『郡齋讀書志』に『東漢刊誤』を著録し、「右宣德郎守太常博士、充國子監直講劉放所撰也。仁宗讀『後漢書』、見壘田字皆作懇字、使侍中傳詔中書、使刊正之。放爲學官、遂官其誤、爲一書(注三)云」と述べている。羅振玉によれば、『東漢刊誤』の宋版には「帝紀第一」の一行前に、「治平三年四月、宣德郎守太常博士、充國子監直講、騎都尉臣劉放上」という署名がある。治平は英宗の年號であるから、晁公武が述べる「仁宗」云々は、「英宗」の誤りのようである（衢本『郡齋讀書志』は英宗に作り、誤っていない）。劉放は、かつて「預司馬光修『資治通鑑』、專職漢史」し、「放所著書百卷、尤邃史學、作『東漢刊誤』、爲人所稱(注四)」した。

『東漢刊誤』について、『郡齋讀書志』は一卷と著録し、馬端臨も晁公武の説をそのまま受けて一卷としているが、實際には四卷である。『宋史』藝文志には、「劉放『漢書刊誤』四卷」とあるが、「漢書」は「東漢」の誤りであろう。これら記述の誤りから、『東漢刊誤』があまり流布していなかったことがわかる。清代に『四庫全書』が編纂された際、『東漢刊誤』は収録されていない。後に、羅振玉が日本で宋刊本を入手して、影寫公刊するに至って、始めて重視されるようになった。

『東漢刊誤』は、『後漢書』の卷次にしたがって配列され、第一卷は帝紀卷で、『後漢書』卷一から卷十までである。

第二卷は『後漢書』卷十一から四十まで、第三卷は『後漢書』卷四十一から卷七十まで、第四卷は『後漢書』卷七十一から九十までで、この三卷は、列傳卷である。『東漢刊誤』の書式は、まず校正すべき本文を提示し、それから按語を加えて論證する。例えば、卷一第一條には、「出自景帝生長沙定王發。按文言出自景帝生長沙定王發、文意不足、蓋此生字當作子字」とある。「按」以後の文章は、劉敞の按語（論證）であり、前の文章は、『後漢書』の本文である。『東漢刊誤』は、基本的にこの形式である。劉敞は『後漢書』の誤りを訂正する際、様々な方法を用いているが、それは大體以下の様に分類できる。

一、前後の文意により誤脱や衍字を證明する。

卷一第八條では、「張步起琅邪」に付けられた注釋、「郡有琅邪山、故城今海州朐山縣東北<sup>(注五)</sup>」について述べている。劉敞は「此文不足、以上下注觀之、郡下少一名字、城下少一在字」と論證している。ここは劉敞の校補によって、「郡名、有琅邪山、故城在今海州朐山縣東北」に作るべきである。校補に據る事によって文章の筋道が通る。これが脱字を補った例である。また、第三十九條では「因任一歲」を取り上げる。この一句は『後漢書』卷二『明帝紀』の注に見え、その一文は「古者天下人皆唐戍邊三日、亦名爲更。不可人人自行三日戍、當行者不可往即還、因住（原注：元々「任」に作る）一歲<sup>(補注し)</sup>、次直者出錢三百雇之、謂之過更」である。劉敞は「任」字は「住」字に作るべきだと指摘する。「住」とは「停」の意味であるから、つまり注は、「出錢三百」した者は、一年間の國境警備を免除される、という意味である。もし「任」字のままだと、文意を取るのには難しい。

二、撰述形式により判斷し、誤脱や衍字を校正する。

卷一第二十一條では「九年、初致青巾左校尉官<sup>(注六)</sup>」という一文を取り上げる。劉敞の按語には「前史廢置官皆用置字、字書、置、立也。致字訓送、詣。上文光武爲司隸、致僚屬、招致之義、可作致字。今建此官、宜作置、蓋緣前文、遂誤、

此字改作置無疑」とある。按語に見える「前史」とは、當然班固の『漢書』のことである。従って、ここでは、『漢書』の義例を用いて判断している。また、第三十二條では、「三十年、幸魯國」<sup>(注七)</sup>について、劉敞の按語には、「他處皆不言國、明此多一字」とある。それとは別に後文を調べてみると、「冬十一月丁酉、至自魯」とあり、「國」字はない爲、劉敞の説が正しいことが證明できる。

上述した二つの方法は、前後の文義や撰述の形式を通して誤脱や衍字を校正し、他の版本を根據としていない爲、基本的に、理校法に分類できる。今取り上げた例を見ると、劉敞の校正は的確である。しかし、問題なのは、校勘の目的は書物の原形維持、原形回復にあるということである。従って、理校法を用いるときは、慎重を期さねばならないが、劉敞は『東漢刊誤』の中で、この方法をかなり用いており、彼がいくら「尤邃史學」とはいつても、武斷すぎるの嫌いは免れない。

### 三、本文互證法

卷一第八十七條では「注、五營、五校也。謂長水、步兵、射聲、胡騎、車騎等五校尉」<sup>(注八)</sup>を取り上げ、劉敞の按語には、「此五校之名大誤、檢『百官志』、有屯騎、越騎、步兵、長水、射聲。今此誤云胡騎、車騎、當改胡作屯、車作越」とある。

また、卷三第六條では「封右馮翊公」<sup>(注九)</sup>について取り上げ、劉敞の按語には、「『光武紀』、輔封右翊公、此多馮字、誤。天下亦無右馮翊郡也」とある。

ここで用いている本文互證法とは、同一の事象に關する紀、傳、志などの記述を參照して、相違點を探し、考證を行つて是非を確定することで、ほぼ本校法に相當する。

### 四、他書參照法。

卷一第二十八條の「注、母貴則子貴、子以母貴」は、『後漢書』卷一下『光武帝紀』の注に見える。この注の全文は「『公羊傳』曰、立嫡以長不以賢、立子以貴不以長。桓公何以貴。母貴也。母貴則子貴、子以母貴、母以子貴」で、劉放の按語には、「『公羊』本文、當云母貴則子何以貴、此少何以二字」とある。

卷二第三百三十五條の「注、取石旁舍誅之」は、『後漢書』卷三十下『襄楷傳』注に見える。注の全文は、「『史記』、始皇三十六年、有墮星下東郡、至地爲石、人或刻其石曰始皇死而地分。始皇聞之、盡取石旁舍誅之、因燔其石」である。

劉放の按語には、「『史記』作石旁居人、舍字誤」とある。このような他書参照法は、遡源法とも稱されが、ここでは主に引用した他書の文章を原書と照合することを指しており、ほぼ他校法に相當する。さらに、もう一つの場合、他書の文章であるとは明確に示していないが、その記述と客觀的な歴史事實が文章の上で食い違う場合、歴史的事實を用いて校正している。これは、他校法に歸納できるだろう。例えば、卷一第十四條では、「注立元帝爲祖廟」<sup>(注七)</sup>について、劉放の按語には、「以世數言之、元帝乃是光武者、非祖也。作祖字、誤」とある。また、卷二第四百四十四條では、「京兆令」<sup>(注十二)</sup>について、劉放の按語には、「無京兆縣、又未可爲尹、明多兆字、是河南京縣令也」とある。このような場合の校勘は、校勘者のさらに幅廣い知識が要求される。さもなければ、異同すら見つけられないし、もちろん、校正など到底できないであろう。

『東漢刊誤』四卷は、『後漢書』の卷次に従い、條を追って校正するほか、八條の「題卷後」がある。形式、内容はかなり柔軟で、まるで思いついた時に書いたかのようなものである。全卷の誤りの狀況に論及したり、章懷太子の撰注者の選擇が不適切であることを指摘したり、單に一字の誤りを校正したりしている。しかし、その中には、注目すべき内容もある。例えば、『後漢書』卷五については、次の様に言う。「『紀』書殤帝葬康陵。臣放按、前書平帝已名康陵、不當重複。章懷注云、在愼陵瑩中庚地。庚與康相似、但少許不同。然檢『續漢志』、亦作康陵。又質帝年敘、康陵在恭陵上、都是

康字、不知此字自章懷已前誤之耶、或者後人傳寫、一處誤之、遂都改令同也。然章懷注語、則似作庚無疑」と。ここで、劉放が「康」を「庚」に改めない理由は、證據が不足しているからである。『續漢志』も「康」に作っているので、「庚」に作るのは道理に合うが、どうしても薄弱な證據であるため、劉放は、單に疑問を提示するに止まっている。このような慎重さは、肯定されるべきである。また、『後漢書』卷一について、「案天子適諸侯曰巡守、守音狩耳、字不作狩。狩、田獵之名、『春秋』天王狩于河陽、彼直謂狩獵、不與巡守同。而此書巡守字皆作狩、不可盡改。又按、他書亦多作巡狩字。蓋世俗相傳、迷誤已久、以彼證字、或眞以狩字爲是、故粗論之、以曉學者」と言う。劉放は、「巡狩」は「巡守」に作るべきだが、長い閒踏襲されており、盡く改めるのは不可能だから、この類のものはそのままにするとしている。何故なら、もし、徹底的に改めることができなかつた場合、逆に混亂が増すからである。長く踏襲されているならば、そのまましておくというのは、劉放の校勘の原則である。稱贊すべきなのは、この原則が、今日においても高い價値を有しているということである。

## 二 吳縝の『新唐書糾謬』と『新五代史纂誤』

『新唐書糾謬』と『新五代史纂誤』も、北宋における史書校勘の名著である。作者は、吳縝、字を廷珍といい、成都の人である。『新唐書糾謬』の成書過程は、「初名『新唐書正謬』、尋以未嘗刊正、止是糾擿謬誤而已、遂改爲『新唐書糾謬』、凡二十門爲二十卷<sup>(在十七)</sup>」というものであった。しかし、『郡齋讀書志』は、「『唐書辨證』二十卷」と著録し、「初名『糾謬』、其後改云『辨證』、實一書也」という。南宋の紹興年間、長樂の吳元美が湖州でこの書を刊行した際、『糾謬』と題した爲、現在までこの題名が受け継がれている。

吳縝が『新唐書糾謬』を編纂した理由について、宋代以來、二つの異なった記述がある。まず王明清は、次の様に述べている。

嘉祐中、詔宋景文、歐陽文忠諸公重修『唐書』、時有蜀人吳縝者、初登第、因範景仁而請于文忠、願預官屬之末。上書文忠、言甚懇切。文忠以其年少輕佻、拒之。縝怏怏而去。逮夫新書之成、乃從其間指摘瑕疵、爲『糾謬』一書。至元祐中、縝遊官蹉跎、老爲郡守、與『五代史纂誤』俱刊行之。紹興中、福唐吳仲實元美爲湖州教授、復刻于郡庠、且作後序、以謂針膏肓、起廢疾、杜預實爲左氏之忠臣、然不知縝著書之本意也。(注十三)

王明清の意見は、非常にわかりやすい。つまり、吳縝は科擧に合格し、『唐書』の撰修に参加したいと考えたが、歐陽修に斷られた爲、この『糾謬』を書き、もっぱら歐陽修の著作の缺點を指摘したという。『成都縣志』は、全面的に王明清の説を採り、吳縝は「發登第即求與修『唐書』、歐陽永叔以其年少、拒之。及書成、縝乃作『唐書糾謬』」(注十四)と記している。

しかし、陳振孫『直齋書錄解題』には「朝請大夫知蜀州生徒吳縝廷珍撰。其父師孟、顯于熙、豐。序言修書之時、其失有八、而糾摘其謬誤、爲二十門。侍讀胡宗愈言于朝、詔聖元年上之。世傳縝父以不得預修書、故爲此」(注十五)と別な説が記されている。ここには、吳縝の父親が『唐書』の編纂に参加したいと望んだが叶わず、その子・吳縝がこの書を作ったというのである。ただ陳振孫は慎重に、「世傳」といって異聞を伝えるに止めている。

正式に部署を設置して『新唐書』の編纂を開始したのは慶歴五（一〇四五）年で、當時は賈昌朝が提擧官を務め、王堯臣らが刊修官を務めた。歐陽修が部署に入り、編纂に加わったのは、至和元（一〇五四）年のことで、その後『新唐書』は嘉佑五（一〇六〇）年に完成し、上奏された。ここで『成都縣志』卷二「選舉志」を見ると、吳縝は「治平中進士」であるとはっきり記載されている。治平年間（一〇六四—一〇六七）は、わずか四年で、つまりこれは、吳縝が



「初登第」した時には、『新唐書』の成立から少なくとも四、五年経過していたということである。従って、王明清の見解は自然と破綻する。ところが、吳縝の父親、吳師孟の経歴を調べてみると、以下の様な可能性も排除できない。清の陸心源は、宋人の史書や文集を編集した『宋史翼』卷二に基づき、王安石は「與師孟同年生也」と記載している。つまり、王安石と吳師孟は同年に科擧に合格しているのである。王安石は、慶歴二年の進士だから、吳師孟も慶歴二年の進士であるに違いない。『成都縣志』卷三「人物志」にも、吳師孟は「慶歴中進士及第」と記されており、他の史書の記述と一致する。さらに、慶歴五年に史館を設置し『新唐書』の編纂を始めているので、もし、吳師孟がこの時に史書編纂への参加を望んだなら、「初登第」という記述を合致する。残念ながら、當時、歐陽修は史館におらず、この件では歐陽修と関係がない。前述した通り、歐陽修は至和元年に、史館に入って刊修官となった。この時、吳師孟は科擧合格から、すでに十年近く経っている爲「初登第」ではない。吳縝は、「序」や「進書表」で、『唐書』の問題について「紀傳有不同之事、虛實詳略、年月姓名、闕漏複重、牴牾駁雜<sup>(注十六)</sup>」、「牴牾穿穴已太甚<sup>(注十七)</sup>」と述べ、それに對して常に「常切私憤<sup>(注十八)</sup>」、「感憤嘆息<sup>(注十九)</sup>」し、その爲に「從吏之暇、披卷以尋<sup>(注二十)</sup>」して、『新唐書糾謬』を編纂したと述べている。ここで注目すべき點は、「常切私憤」と「感憤嘆息」しているということが、上述した傳聞が決してでっち上げたことではないこと、まして宋人によるものではないことをほぼ證明している點である。しかし、筆者は吳縝の「常切私憤」と「感憤嘆息」は、主に『新唐書』の誤謬と問題に向けて發せられており、その爲に吳縝はさらに『新五代史纂誤』を撰述したのだと考えている。一般的に、新しい王朝が成立すると、前朝の歴史を撰修する必要がある。宋代に改めて『唐書』と『五代史』を編纂したならば、原書より優れているはずである。しかし、多くの問題が存在した爲、吳縝がそれに對して「常切私憤」「感憤嘆息」したというのは、情理に適ってしよう。

『新唐書糾謬』二十卷には、各卷に標題があり、順に記すと、「以無爲有」、「似實而虛」、「書事失實」、「自相違舛」、

「年月時世交互」、「官爵姓名謬誤」、「世系鄉里無法」、「尊敬君親不嚴」、「紀志表傳不相符號」、「一事兩見而異同不完」、「載述脫誤」、「事狀叢復」、「宜削而反存」、「當書而反闕」、「義例不明」、「先後失序」、「編次未當」、「與奪不常」、「事有可疑」、「字書非是」となる。この二十の標題は、その問題の性質ごとに、史料の取捨の不適切、史實の誤り、前後の矛盾、時間の誤差、義例の不明という五類にほぼ歸納できる。そして吳縝のこれら誤謬の修正方法は、形式から言えば、以下の二種類だけである。

(1) 確實に考證する例

『新唐書』卷九十四 劉蘭傳に、「(貞觀)十一年、爲夏州都督長史、時突厥携貳、郁射設阿史那摸末率屬帳居河南、蘭縱反閒離之、頡利果疑。摸末俱、來降、頡利急追、蘭逆拒、却其衆」とある。

吳縝は、「今按、太宗紀、貞觀四年三月甲午、李靖俘突厥頡利可汗以獻。又突厥傳、貞觀八年、頡利死于京師矣。今劉蘭乃謂貞觀十一年頡利尚存于本國、且又考突厥本傳、亦無摸末來降而頡利急追、劉蘭拒却之事、此可驗其事皆虛也」<sup>(注二十一)</sup>と述べている。この條で確實に考證できる理由は、本紀が突厥傳の記載と李靖傳の記事ともほぼ一致し、しかも、頡利が捕虜になり死亡した年月もはっきりしているので、記事が信用できるからである。

(2) 疑問を呈する例

『新唐書』卷七十八 江夏郡王道宗傳に、「(貞觀)三年、爲大同道行軍總管、助李靖破虜、親執頡利可汗、賜封六百戶、還爲刑部尚書」とある。

吳縝は「今按、李靖及突厥傳、禽頡利者張寶相也。而道宗傳以爲道宗親執、未知孰是」<sup>(注二十二)</sup>と述べている。この條で確實に考證できない理由は、もう一つの見解を否定するだけの十分な資料がないからである。その爲、疑問を呈することしかできないのである。

確實に考證するにせよ、疑問を呈するにせよ、問題點を發見する方法は一致している。例えば、「劉蘭拒却頡利」條では、『新唐書』太宗紀と突厥傳の記述を用いて『新唐書』劉蘭傳の誤記を校正している。また、「江夏郡王道宗李靖等傳不同」條では、題目上で、明確に頡利が捕虜になった記述に對する『新唐書』中における江夏郡王道宗傳と李靖傳の記述の相違を示している。ここから、吳縝が校勘學の方法を用いて問題を發見していたこと、しかも、「以本史自相質正」<sup>(註一三)</sup>であつたことが窺える。つまり、彼が用いたのは、校勘法の一つである本校法である。陳垣氏は「本校法とは、一書の前後を互いに検討して、その異同を探し、本文中の誤りを知ることである。吳縝の『新唐書糾謬』、汪輝祖の『元史本證』は、この方法を用いている」<sup>(註一四)</sup>と述べている。『新唐書糾謬』全體を考察すると、ほぼ本校法を用いている。もし、『新唐書』を全面的に校勘しようとするなら、一種類の校勘法を用いるだけでは、多くの誤りを校正できないだろう。ただし、注意しなければならないのは、一つの書物の内容が前後で食い違ふのは、成書後に流傳の過程で生じた誤りである可能性を含む點である。しかし、實際の狀況から考えれば、このような「異同」は、大體が著述された段階で既に存在していた問題である。この點について、吳縝は、はっきりと認識しており「修書之初、其失有八。一曰責任不專、二曰課程不立、三曰初無義例、四曰終無審覆、五曰多采小説而不精擇、六曰務因舊文而不推考、七曰刊修者不知刊修之要而各徇私好、八曰校勘者不舉校勘之職、而惟務苟容」<sup>(註一五)</sup>と述べている。まさしく、『四庫全書總目』が「歐宋之作『新書』、意主文章、而疏于考證、踳悟踳駁、本自不少、縝『自序』中所舉八失、原亦探中其病、不可謂無裨史學也」<sup>(註一六)</sup>と記す通りである。『新唐書』の誤りは、著述者によるものが多く、これも吳縝が「常切私憤」「感憤嘆息」する理由であろう。吳縝『新唐書糾謬』は、本校法が著述の段階でもたらされる史書の誤りを訂正するのに重要な役割を果たすこと、そしてこういった誤謬に對する彼の一步進んだ認識を示していると言える。しかし、『糾謬』は、數多くの指摘をしているものの、その指摘が間違っている場合も多い。清の錢大昕は、『新唐書糾謬』の跋文で、多くの例を挙げ

ている。では、参考に錢大昕の指摘を少しばかり見てみよう。

廷珍讀書既少、用功亦淺、其所指擿多不盡要害。謂唐初未有麟州、不知關內之麟遊、河南之鉅野、武德初皆嘗建爲麟州也。

謂本紀漏書馬元規死事。考元規雖與呂子臧同死、而元規以遷延寡斷自取敗衄、故紀止書子臧一人。吳氏譏其闕漏、是未達于史例也。

「猶」爲「由」、「嗤」爲「蚩」、古字也、而以爲誤用。「愍」作「愍」、唐人避太宗諱也、而以爲不經、是未達于小學也。

以上に挙げた錢大昕の見解は、もっともである。しかし、吳縝が『新唐書』の内容を比較検討して多くの問題を見つけた点は、やはり十分に評價すべきである。ただし、指摘しておきたいのは、校勘とは総合的な學術作業であ、時が経つにつれてこの特性はさらに際立ち、博引傍證が必要となり、ただ一つの校勘の方法だけでは明らかに不十分であることである。

吳縝の『五代史纂誤』は、「專取修所撰五代史、摘其舛類輯爲一書」<sup>(注二十七)</sup>した書物である。以前は、劉恕の子、劉義仲の作と言われていた。しかし、晁公武『郡齋讀書志』と陳振孫『直齋書錄解題』は「五卷」、『宋史』藝文志は「三卷」と著録し、兩書とも巻数は異なるが、共に「吳縝作」と記している。『五代史纂誤』は、南宋時代に吳興で『新唐書糾謬』と合刻され、『唐書』と『五代史』の最後に附された。清の陸錫熊・紀昀らによれば、『五代史纂誤』のみ散逸し、「惟『永樂大典』各帙中頗載其文、采綴哀集、猶能得其次序。晁公武志稱、所列二百餘事、今檢驗僅一百十四事、約存原書十之五六、然梗概已略具矣」<sup>(注二十八)</sup>だという。

『五代史纂誤』は、『永樂大典』から佚文を収集して作った爲、吳縝の序文はなく、『五代史』に對する吳縝の評価も

『纂誤』撰述の理由もわからない。また、現存する『五代史纂誤』は、『五代史』の誤謬の類型を示す標題もない。卷の分け方を見ても、誤謬の性質や校勘の類別を反映した内容は含まれていないが、思うに主に卷数は上中下程度に分けられていたようである。しかし、全體を通観すると、『五代史纂誤』の方法が『新唐書糾謬』と全く同じであることに氣づく。誤謬を採す方法は、やはり前後の内容を考證する方法、つまり本校法を用い、誤謬の修正形式は、「確考例」や「存疑類」にはかならない。例えば、卷上「梁臣傳・王景仁三事」條では、「末帝命景仁伐淮南、戰于霍山、景仁敗」について、吳縝は「今按楊隆演世家、乃是徐溫與景仁戰于霍丘、非霍山也」と述べている。この條は、「確考例」と考えられる。『五代史纂誤』を収集した人物は、同じく『永樂大典』から集録された薛居正『舊五代史』と『資治通鑑』に基いて、この「霍山」が確かに「霍丘」の誤りであることを證明している。また、卷中「雜傳・朱友謙二事」條では、「徙鎮河中、累遷中書令、封冀王、太祖遇弒、友珪立、加友謙侍中」について、吳縝は「今按『友珪傳』云、既即位、以河中朱友謙爲中書令、友謙不受命、即無加侍中之事。『友謙本傳』則友謙當太祖時、先爲中書令矣。二說不同、未知孰是」と述べている。これは「存疑類」である。前者は「楊隆演世家」によって「王景仁傳」を證明し、後者は、「朱友謙傳」によって「朱友珪傳」を證明しており、いずれも本校法を用いている。しかし、注意すべき事例がいくつもある。卷中「周臣傳・王朴一事」條では「治君之用、能置賢知于近」について、「今按其上下文意、此治君之用、當是治國之君、傳寫之誤爾」と述べている。これは、書物全體の内容を踏まえた上での考證でも、他書を參酌したわけでもなく、單に上下の文意に基づいて是非を判定している。これは、陳垣氏の述べる「理校法」と全く同じではないが、やはり「通識」によってこそ、實行可能なものである。また、卷下「雜傳・馮暉一事」條では、「是時、隱帝昏亂、馮玉、李彥韜等用事、暉曲意事之」について、「今按五代之君、惟漢有隱帝、而馮玉、李彥韜用事乃在晉出帝之世。其出帝在舊史謂之少帝、歐陽史改爲出帝、未嘗有隱帝之號。況方紱馮暉仕晉世之事、則當爲出帝、其隱帝字誤也」と述べている。

ここでは、他書を用いて『五代史』を校勘したことを明示してはいない。しかし、ここに言う「舊史」が「五代之君、惟漢有隱帝」を指摘していることを見ると、吳縝はこの條の「隱帝」が「出帝」の誤りであることを證明するため、他書の助けを借りている。つまり、彼は他書によって校正する方法、つまり他校法を用いている。この二つの事例が『五代史纂誤』に見えるということは、吳縝は史書の誤りを訂正する爲、本校法以外の校勘法も排除することはなかったことを示すと同時に、本校法だけで典籍中の全ての誤りを修正することは難しいことを示している。

吳縝の『新唐書糾謬』と『五代史纂誤』は、基本的に本校法を用いている。しかし前述した通り、一つの校勘法だけでは、典籍の全ての誤りを校勘することは不可能である。まして、吳縝に校勘の誤りが多いのはなおさらである。しかし、吳縝の見過ごすことのできない校勘學上の貢獻は、劉向が始めた本校法を用いて校勘の專著を編纂し、成書段階でもたらされる誤謬を訂正する本校法の效用を十分に示したことである。

### 三 宋代において最も完成された文獻校勘——廖瑩中『九經總例』

これまで校勘と言えば、その大部分は具體的な問題の處理に限られ、系統性に缺けていた。しかし、廖瑩中の『九經總例』は、これまでとは異なり、版本の選擇から校勘の基準まで、一つ一つ例を擧げて説明している。言い換えれば『九經總例』は、すでに具體的な校勘の問題の處理にこだわることなく、校勘の多くの事例の中から、いくつかの校勘の原則を總括している。『九經總例』は、「書本」、「字畫」、「注文」、「音釋」、「句讀」、「脫簡」、「考異」の七つの分野に分かれ、全面的かつ系統的に、古籍の校勘に關わる多くの問題を詳述しており、宋代が残した最も完成された文獻の校勘である。

ここに言う「書本」とは、一つの版本のことである。古籍を校勘するには、底本を用いる校勘にせよ、底本を用いない校勘にせよ、その書物のあらゆる版本を収集する必要がある。相違点は、前者は、最良の版本を底本とするので、校勘する際には底本の本文を基礎とするが、後者は、底本を用いないので、諸本の長所を取り入れ、まとめて新しい版本を作ることである。ここから、底本を用いる校勘は、版本の源流を維持する校勘であり、學術の辨章に役立つことがわかる。廖瑩中は、九經の刊刻にあたり、唐の石刻本、晉の天福銅版本、京師大字舊本、紹興初監本、監中見行本、蜀大字舊本、蜀學重刻大字本、中字本、中字有句讀附音本、潭州舊本、撫州舊本、建大字本（俗に無比九經という）、兪韶卿家本、中字凡四本、婺州舊本、興國于氏本、建餘仁仲本、越中舊本注疏、建本有音釋注疏、蜀注疏本など、計二十三の版本を収集した。廖瑩中は、興國于氏本と建餘仁仲本を底本とし、明經や老儒が、諸本や關連字書を參考し、校勘を行っている。

ここでは、注意すべき點が二つある。一つ目は、廖氏が収集した版本がそろっていること、二つ目は、底本を用いて校勘する際に、卷帙が揃って誤りが少ない善本を選んで底本としてしていることである。

『總例』の「字畫」條では、經書の文字の誤りについて以下の様に述べている。「字學不講久矣。今文非古、訛以傳訛。魏晉以來、則又厭樸拙、耆姿媚、隨意遷改、義訓混淆、漫不可考。重以避就名諱、如操之爲摻、昭之爲招、此類不可勝舉。唐人統承西魏、尤爲謬亂。至開元、所書五經往往以俗字易舊文、加以頗爲陂、以便爲平之類更多。五季而後、鏤版傳印、經籍之傳雖廣、而點畫義訓訛舛自若」。こうした状況を鑑み、『總例』は字書による校勘を提起している。例えば、許慎『說文解字』、張參『五經文字』、唐玄度『九經字樣』、顏真卿『千祿書』、郭忠恕『佩觿集』、呂忱『字林』……毛居正『六經正誤』などを用い、その「甚駭俗者」を改めるのだが、ただし「純用古體」には反對している。このような校勘の原則は、間違いない確である。何故なら、もし「純用古體」を強調すれば、必然的に、魏晉以來の「隨意遷

改」という失敗を繰り返すことになるからである。魏晉以來改められてきた字を一つ一つ考證することは、不可能に近いのは明らかである。もし、この點を十分認識しないのなら、行動と趣旨が一致せず、かえって逆効果である。ここから、校勘は、現實を出発點としてこそ校勘の成果が得られる、ということがわかる。

「注文」條は、經書の注釋に對するもので、ここでは、「閒有難曉解者、以疏中字微足其義」という原則を示している。このような方法は、必ずしも校勘の原則と一致しないが、「微足其義」という前提においては、やはりある程度の意義はある。例えば、『尙書』泰誓篇の注に、「紂至親雖多、不如周家之多仁人」とある。當該箇所の疏を調べると、「仁人」の下には「也」という字があり、「仁人也」とすれば、自然と一句となり、意味は、ようやく明らかになる。また、『易經』比卦彖傳の注に、「不寧方來矣」とある。ある本では誤って「不寧」を「不安」、「方來」を「方至」としている。疏に従って、「之」と「皆」の二字を加えて「不寧之方皆來矣」とすると、意味がようやく明らかになる。ここで説明しておきたいが、疏を用いて注の意味を補足できるは、唐人は、先人の「注」を主とし、併せて原文にも觸れて、疏を作ったからである。一般的に、疏と注の意味は、基本的に一致しているので、疏文中の文字を用いて、注の意味を補うことは可能である。しかし、こういった文字の補足は、結局のところ直接的な根據ではなく、校勘においては、價値は低いだろう。幸いにも『總例』は、この方法を嚴格に用いている。さもなくば、古人の注釋文を改めたという疑いは免れまい。

『總例』は、先人の「音釋」の校正をきわめて重視し、先人の音釋における多くの缺點を指摘している。計十九條だが、大部分は、校勘の範圍に屬していない。古書籍に句讀を施すことは、一種の古書籍の整理だが、校勘とは無關係である。その爲、『總例』の「音釋」と「句讀」について、ここでは贅言しない。

「脱簡」の處理について、『總例』は、「第以所更定者系于各篇之後、庶幾備盡」という方法を用いている。慎重であ



り、提唱するに値する。「脱簡」とは、文章の亂れを指し、校勘者は、文義に基づき、「復原」を行う。しかし、このような「復原」は、版本の根拠を缺くため、ひとまず保留にしておくほかなく、定本にすることはできない。従ってやはり「録以備參」する方がよい。總例が規定したのは、まさしくこの原則であり、十分に肯定すべきである。

『總例』の最後の項目は、「考異」である。「考異」とは、現在見ることのできる書物を参照することで、「他校」に類似しているが、要するに他書に引用されている文章を用いて校勘を行うことである。例えば、『詩經』定之方中の注「馬七尺以上爲駮」について、諸本は、いずれも「馬七尺爲駮」に作るが、餘仁仲本だけに「以上」の二文字がある。『經典釋文』を調べると以前は「以上」の二文字があったが、傳寫の過程で脱落した可能性が高いことがわかる。『經典釋文』は、「駮牝」の下に、「上、時掌反」と注音している。注を見ると「上」字はないが、『經典釋文』には「上」字の音注があることから、もともと「以上」の二文字があったことは明らかであろう。また當該箇所の疏には「七尺爲駮、『庾人』文也」とあり、原典である『周禮』庾人を調べると、「馬七尺以上爲駮、六尺以上爲馬」と、『周禮』にも「以上」の二文字がある。結果、餘本が正しく、今本はこれに従っている。ここでは、『經典釋文』、唐人の「疏」、『周禮』を考證し、餘仁仲本の如く「以上」二文字がある方が正しいことを證明している。この事例から、廖瑩中の言う「考異」とは、「校勘學」の意味であって、裴松之注の様に資料の異同を羅列する意味ではないのである。

九經の刊刻を主管した廖瑩中は、南宋の奸相として知られる賈似道の幕僚で、字を群玉という。周密『癸辛雜識』後集の「賈廖刊書」條には、「廖群玉……九經本最佳、凡以數十種比較、百餘人校正而後成……然或者惜其刪落諸經注爲可惜耳」とある。「刪落諸經注」は、主に音釋の校正に表れている。ここで、廖瑩中は、古籍の原形を壊さないという原則を守りきれていない。古人に強要しているという嫌いは免れず、校書の禁忌を犯している。どちらにせよ、世綵堂の主人である廖瑩中は、校書の分野では言うまでもなく、刊行の分野でも、相當に著名であり、中國文學史上におい

て、一席を占めている。

元の初め、相臺の嶽氏が廖瑩中の『九經』を翻刻し、さらに『公羊』、『穀梁』二傳を増刻して、『九經總例』を増訂し、『九經三傳沿革例』となった。『沿革例』の中で、後に収録されている『公羊』、『穀梁傳』、『春秋年表』、『春秋名號歸一圖』は、全て嶽氏による増補であり、残りは基本的に『九經總例』である。

#### 四 『四書集注』の校勘學上における得失

『四書集注』とは、『四書章句集注』のことで、『大學』・『中庸』の章句と『論語』・『孟子』の集注からなり、朱熹が「四十餘年理會」<sup>注二十九</sup>として完成させたものである。本書は、哲學の角度から見ても、また文獻學の角度から見ても、朱熹の代表的著作である。

『四書集注』の校勘において突出している點は、その校勘方法に大きな矛盾があることである。朱熹は、『論語』・『孟子』については、かなり謹嚴に校勘を行い、模範的な事例を提供している。しかし、『大學』・『中庸』については、校勘の一般的な原則に反しており、前者とは反對の事例を提供している。それではいくつかの例を見てみたい。

『論語』述而篇の第二十九章「互鄉難與言、童子見、門人惑。子曰、與其進也、不與其退也、唯何甚。人潔己以講、與其潔也、不保其往也」について朱子は「疑此章有錯簡、人潔至往也十四字、當在與其進也之前」と述べている。朱熹の説によれば、この孔子の言葉は「人潔己以講、與其潔也、不保其往也。與其進也、不與其退也、唯何甚」となる。また同時に「唯」字上下、疑又有闕文、大抵亦不爲己甚之意」とも述べている。ここで朱熹はいくつかの疑問點を提示しているが、とりわけ「錯簡」については、すでに明確な見解を持っている。しかし、ここでは單なる「疑」に留まってお

り、それによって原文を訂正してはいない。これは、一般的な校勘の原則に合致している。

また、「子曰、君子博學于文、約之以禮、亦可以弗畔矣夫」という一句は、雍也篇と顔淵篇に重出し、「子曰、不在其位、不謀其政」も、述而篇と子路篇に重出している。これらについて、朱熹は單に後出の文末に「重出」と記すだけで、削除してはいない。これも、一般的な校勘の原則に一致している。

ところが、『大學』・『中庸』の校勘は一轉する。

まず『大學』についてであるが、『大學』は『孝經』と同様に、本文を經と傳に分けている。朱熹は、『大學』冒頭の「大學之道、在明明德、在親民、在止于至善……自天子以至于庶人、壹是皆以修身爲本。其本亂而未治者否矣。其所厚者薄、而其所薄者厚、未之有也」を經文と斷定し、「右經一章、蓋孔子之言、而曾子述之（凡二百五字）。其傳十章、則曾子之意而門人記之也」と述べている。しかし、彼は、このように斷言した理由を説明していない。ただし、文學の角度から言えば、このようにしても、さほど問題ではない。重大なのは、朱熹が「舊本頗有錯簡、今因程子所定、而更考經文、別爲序次如左（凡五百四十六字）」と述べている點である。つまり、朱熹はいかなる版本の根據もない狀況で、あくまでも私見に基づいて、『大學』前半部分の順序を、以下の様に大幅に調整しているのである。

右傳之首章、釋明明德（此通下三章至止于信、舊本誤在沒世不忘之下）。

右傳之三章、釋止于至善（此章內自引『淇澳』詩以下、舊本誤在『誠意』章下）。

右傳之四章、釋本末（此章舊本誤在止于信下）。

右傳之五章、蓋釋格物、致知之義、而今亡矣（此章舊本通下章、誤在經文之下）。

第七章で、朱熹はようやく「自此以下、竝以舊文爲正」と述べている。しかし、これ以前に、彼は、多くの章の順序を調整している。特に第五章は、本來「今亡矣」であるが、朱熹は、それに満足することなく、無理矢理に「閒嘗竊取

程子之意」して、一章分を補足している。朱熹は、まるで自分が古籍の整理していることを忘れたかのように、自分が著述しているんだという態度で、古籍を勝手に添削し、完全に古代文献を整理するときの最低限度の原則に背いている。では、何故朱熹は『論語』と『大學』とで、全く異なった態度を取ったのであろうか。これは、彼の『四書集注』編集の目的と関連していると考えられる。

朱熹は、『論語』・『孟子』・『大學』・『中庸』を編集して、「四書」と名付けたが、その中でも特に『大學』に重點を置き、「學問須以『大學』爲先<sup>(注三七)</sup>」<sup>(注三七)</sup>と考え、「某要人先讀『大學』、以定其規模。次讀『論語』、以立其根本。次讀『孟子』、以觀其發越。次讀『中庸』、以求古人之微妙處<sup>(注三十七)</sup>」<sup>(注三十七)</sup>と述べている。朱熹は、『大學』は「修身治人」の「綱目」・「綱領」であり、それは建築で言う所の地盤固めであるとした。彼はさらに「『大學』重處都在前面、後面工夫漸漸輕了<sup>(注三十七)</sup>」と強調している。朱熹は『大學』の文章の順序を動かすにせよ、その缺文を補足するにせよ、前半部分のみであり、逆に、後半部分については、ほぼ動かしていない。以上の事から、朱熹が『大學』を大幅に變えた目的は、その修正を通じて、「修身治人」に對する自身の見解や主張を全て表すためであることがわかる。しかし、それは校勘の最も基本的な原則からかけ離れており、文獻學の角度から言えば、價值は低い。

實際の所、『大學』においても、朱熹は、完全には校勘の原則を無視してはいない。例えば、『大學』の首句「大學之道、在明明徳、在親民、在止于至善」について、朱熹は程子を引用して、「親、當作新」と述べている。朱熹は注釋の中で「新」に作っているが、本文の中では、「親」字を残しており、本文に修正を加えていない。『四書集注』の校勘に表れた矛盾とは、事實上、道學家としての朱熹と、學者としての朱熹の矛盾と言えようが、往々に道學家としての面が優位に立っており、彼が主張する「道統」が影響しない時だけ、校勘の原則に従うことができ、それが逆の場合では

別問題になる。

上述した様々な校勘の専著にはそれぞれ特色があるが、それらを並べてみると、宋代の校勘の全貌が現れている。呉縝は、本校法を用いて『新唐書』・『新五代史』の多くの誤りを修正することに成功し、劉放は、他校を主として『後漢書』の誤りを訂正している。ここから、「本校」、「他校」という校勘方法が宋代にすでに成熟していたことがわかる。劉放が提示した「長い閒踏襲されてきたものは改めない」という方針は、古籍の原形を維持する上で、きわめて重要である。また、廖瑩中が制定した『九經總例』は、校勘が科學的・系統的に發展したことを示している。

## 五 彭叔夏『文苑英華辨證』

『文苑英華』は、北宋に編纂された四大書籍の一つである。雍熙三年に完成したが、校正の質が低かったため、刊行されなかった。景德四年、また「芟繁補缺」の作業が行われ、大中祥符二年に再度人員を集めて、再び校正を行ったが、その際に刊行されたかどうか明記されていない。現在、見ることが出来る最古の刻本は、南宋の寧宗の嘉泰元年に彫り始め、嘉泰四年に彫り終えた周必大刊本である。周必大は、『文苑英華』を刊刻する前に、わざわざ、自分の門下生の胡柯や彭叔夏らに校訂させ、それらを是正すべき本文の下に注釋の形で付けていった。その後、彭叔夏は、本文中に散らばっているこうした注を摘録し、「以類而分、各舉數端」して、「原注頗略、今則加詳……勒成十卷、名曰『文苑英華辨證』(注三十三)」とした。

『文苑英華辨證』十卷は、誤りの内容ごとに、「用字」、「用韻」、「事證」、「事誤」、「事疑」、「人名」、「官爵」、「郡縣」、「年月」、「名氏」、「題目」、「門類」、「脫文」、「同異」、「離合」、「避諱」、「異域」、「鳥獸」、「草木」、「雜錄」の二十項目

に分かれている。項目を見ると、『文苑英華』の誤りは全て網羅されているとも言えるが、彭叔夏の分類はかなり亂雑で、歸納の効果が今ひとつであることも窺える。例えば、最後の項目「雜錄」は、前の項目に収録できない内容を収録しているようであるが、「雜錄」の内容を詳しく調べると、決してそうではなく、ほとんどが前の十九項目に分類することができる。また、「人名」、「官爵」、「郡縣」、「年月」などは、いずれも客觀的に存在する事物や客觀的事物の構成部分であり、「事證」や「事疑」に入れることができるし、明確に撰述するため、「事證」、「事疑」の條目として、列記することも可能である。『文苑英華辨證』は、分類や標目において、非科學的な部分があるが、各項目の下に設けられた小項目は、意味深い。例えば、「用字」には、

① 凡字有本之前人、不可移易者。此類當以『文苑』爲正。

② 凡字因疑承訛當是正者。此類覽者所宜詳也。

③ 凡字有兩存、于義亦通者。此類並仍其舊、或注一作。

の三項目が置かれている。また、「人名」には、

① 凡用事有人名與他本異、不可輕改者、此類當以『文苑』爲正。

② 其有訛舛當是正者。此類覽者所宜詳也。

③ 人名有與經傳、集本異、不可輕改者。此類當以『文苑』爲正。

④ 其有訛舛、質于史傳當是正者。此覽者所宜詳也。

⑤ 其有與史、集異同當並存者。此類並注于本文之下。

の五項目が置かれている。「用字」と「人名」の小項目は、多少異なるが、いずれも次の三原則に則っている。

① 他書と『文苑英華』に異同があり、『文苑英華』に根據があれば『文苑英華』に従って改めない。

② 『文苑英華』に誤りがあり、訂正する必要がある場合、その理由を詳述する。

③ 他書と『文苑英華』は異なるが、どちらでも文義が通じる場合、兩方残す。

その他の項目に設けられた小項目の数はまちまちであるが、いずれもこの三原則の範囲を超えていない。つまり、この三原則が、彭叔夏『辨證』の校勘の原則なのである。それぞれの具体的な状況が異なるので、これらの原則を用いる状況も全てが同じとは限らない。例えば、①の原則がどの様に現れているかであるが、『辨證』卷一「用字」に「權德輿李國貞碑、人命將泛乃用『漢食貨志』大命將泛。泛、方勇反、覆也。而集文作沈」とある。權德輿の文集では、「泛」を「沈」に作るが、「人命將泛」は、もともと『漢書』食貨志を典據としているため、『文苑英華』の方を是として、改めていない。また、卷三「官爵」に、「駱賓王寄東臺詳正學士詩、按『唐百官志』、儀鳳中置詳正學士。而集以正作政」とある。正史と集（『駱賓王集』）とでは、文字が異なっているが、やはり『文苑英華』を是として、軽々しく改めてはいいない。また、卷一の「事證」に、「李庾東都賦、至天後朝、匪伊是居、于焉逍遙。『文粹』、以至天後朝作高祖至于後朝。按、東都隋置、武德四年廢、則天改曰神部、遂居之、殆非高祖時也」とある。『唐文粹』と『文苑英華』とでは文字が異なるが、事實によって『唐文粹』の誤りと、『文苑英華』の正しさを證明している。②の原則について、注目すべき点は、「詳述其由」である。例えば、卷二の「事誤」に「驕陽賦、孫武之失謂、梁君之射鳥。按、『藝文類聚』引『莊子』、『太平御覽』引『說苑』、竝載梁君欲射白雁、行者駭之、君怒、欲射行者。公孫龍止矢曰、昔先公時大旱、卜以人祠、公曰、求雨以爲民也。言未卒、大雨。今君以雁殺人乎。今『莊子』無此文、而劉向『新序』載之。以龍爲襲、以先行爲齊景公、非『說苑』也。據此、孫武之失當作孫龍止矢、鳥當作雁」とある。この條では、『文苑』に誤りがあり、訂正する必要があるため、十分な理由を示し、勝手な訂正を防いでいる。③の原則は、併記しているとはいえず、引證にも注意を拂っている。例えば、卷三の「官爵」に、「李邕謝慰諭表、貶臣爲常州司戶。本傳作富州司戶。洛州司戶崔日

知、日知傳作洛州司戸」とある。常州、富州、司戸、司馬は、いずれも存在し、さらに多くの資料を用いてもその是非を判定することはできない爲、併記している。また、卷二の「事疑」に、「楊炯隲川令李公誌、代恭王之子、郢客爲侯。按、漢代恭王子義、嗣其父爲王。楚元王子郢客、由上邳侯嗣楚王。今云代恭王子郢客、未詳。而集本又云楚代恭王之子郢非客爲侯、尤不可曉」とある。この條では、『漢書』の記述の相違を挙げ、さらに文集の差異を記しており、引證資料は、十分であると言える。しかし、それぞれで記述は異なり、是非を決めるのは難しい爲、兩者を残すのが比較的妥當である。

以上の例から見ると、『辨證』の校勘の過程がわかる。例えば、卷一「權德輿李國貞碑」條は、『漢書』食貨志を取り上げ、卷二「驕陽賦孫武之失誚」條は、『莊子』、『說苑』を取り上げている。卷一「李庾『東都賦』」條は、『唐文粹』を、卷三「駱賓王『寄東臺詳正學士』詩」條は、『駱賓王集』を利用している。ここから、『辨證』は、辨證を必要とすべき問題を提起する際に頼りにしているのは、對校と他校であることが容易にわかる。そしてこの二つの校勘方法は、校勘において最も常用され、かつ最も重要な方法である。『文苑英華辨證』は、刊刻する前に校訂した誤りを収集、編纂したものである。したがって、その對校は、異なる『文苑英華』の刊本を對校したものではなく、『文苑英華』中の××という文章と××文集の文章との對校、あるいは『唐文粹』に収録されるその文章との對校である。『文苑英華』に収録される多くの文章は、個人の文集や『唐文粹』を出典としているため、それらは、『文苑英華』の誤りを校正する上で、重要な役割を果たしている。『文苑英華』は、『文選』にならって、各文體の文章を収集した總集であるから、文章で觸れられる内容は幅廣く、歴史的事件、名物、制度、年月、地名などもある。こうした分野の誤りは、對校だけでは、單に異同を示すに止まり、その是非については、他校やさらなる考證を行う必要がある。例えば、卷二「人名」には、「錢起洞庭張樂賦、炎民之頌。民當作氏。『莊子』、黃帝張樂洞庭、有焱氏爲之頌。『釋文』、焱本亦作炎」とある。



この條は、『莊子』を引用して「民當作氏」である理由を示し、『經典釋文』の「焱本亦作焱」を引用して錢起の賦が確かに『莊子』を出典としていることを示している。以上のことから「民」字は『莊子』によって「氏」に作るべきであることがわかる。『文苑英華辨證』は、他校法を用いる際には典籍をたくさん引用する。例えば、卷二だけでも、『莊子』、『新序』、『戰國策』、『漢書』、『三輔黃圖』、『白虎通』、『初學記』、『資治通鑑』など二十餘種を引用している。この様な幅廣い引用によって、『辨證』の校正には、強い説得力と信頼性が備わっている。これは『辨證』の成功した點であるといつて問題ない。しかし、校勘學の角度から言えば、最も稱贊すべきは、勝手に訂正しないことを校勘の原則の中心に置いている點である。對校を用いて異同を示すにせよ、他校を通して是非を考證するにせよ、勝手に文を直してはいない。こうすれば、典籍の原形を維持できるだけでなく、誤りに惑わされることがないよう、讀者を喚起することができる。そのため、清の著名な校勘學の大家である顧千里は、

叔夏自序云、「三折肱爲良醫、信知書不可以意輕改」。何其知言也。此書乃校讎之模楷。(註二十四)

と述べている。古代の典籍が保存され、流傳できるように、また、古典が流傳する際に原形を失わないように、今日においても彭叔夏『文苑英華辨證』を校勘の模範とする必要がある。

#### 六、方崧卿『韓集舉正』と朱熹『昌黎先生集考異』

彭叔夏に續いて、校勘の分野に大きな影響力があったのは、方崧卿の『韓集舉正』と朱熹の『昌黎先生集考異』である。兩書共に十卷で、相違點も關連性もある。

方崧卿は、孝宗時代に活躍した甫田の人で、かつて知臺州軍事を務めたが、その他の動向は不詳である。『韓集舉正』は、彼が『韓愈集』を校勘した際の「校記」である。『韓集舉正』の校勘學上における重要な貢献は、『韓愈集』を校勘したことではなく、完成された校勘の順序と方法を提供した点にある。

(一) 異本の幅廣い収集

方崧卿は、『韓集』を校勘する前に、まず、當時入手可能な刻本と抄本を、ほぼ収集した。それは、「韓集舉正敍録」によれば、唐令狐氏本（咸通十一年寫。詩賦十卷のみ。令狐陶の子令狐澄藏）、南唐保大本、祕閣本、祥符杭本（杭州明教寺、大中祥符二年刊）、嘉祐蜀本（蜀人蘇溥が慶歷年間に校正、嘉祐年間に蜀で刊行）、趙德文錄（六卷七十五首、當時既に散逸。諸家の校本を入手）、『文苑英華』（千卷、韓愈の文章百餘篇を収録）、『唐文粹』（姚寶臣（鉉）編、百卷。韓愈の文章は約七十篇収録）、謝本（謝克家の藏書、陳無己が類次、當時は希少）、李本（即ち李左丞漢老の傳本）の諸本である。その他にも方崧卿は「石本」も収集した。「石本」とは、石刻の拓本である。唐代、印刷技術はまだ普及しておらず、しかも印刷物の多くは佛典や日用小冊子に限られていた。その爲、少數でしかも碑や誌に限られているとはいえ、これら「石本」は本物の「唐刻本」であり、校勘する上で、これら「唐刻本」は、當然の事ながらきわめて重要な價值を有している。方崧卿は、『集古錄』、『金石錄』、『董道書跋』、『韓文辨證』、『韓文譜注』の中から、十數種の碑刻を手に入れた。即ち、「汴州東西水門記」、「燕喜亭記」、「汴州谿堂詩」、「送李愿歸盤谷序」、「李元賓墓誌」、「薛公達墓誌」、「路應神道碑」、「田氏先廟碑」、「劉統軍碑」、「徐偃王廟碑」、「胡珣神道碑」、「南海神廟碑」、「處州孔子廟碑」、「柳州羅池廟碑」、「黃陵廟碑」、「祭湘君夫人文」、「李干墓誌」、「瘞破硯銘」である。「敍録」を見ると、方崧卿の異本収集は、巨細もろさず、可能な限り収集し、わずか一言半句でもおろそかにしていないことが窺える。

(二) 校勘の符號の使用

方崧卿は『韓集舉正』の校勘凡例について、序文で「此書字之當刊正者、以白字識之。當刪削者、以圈毀之。當增者、位而入之。當乙者、乙而倒之。字須兩存、而或當旁見者、則姑注于其下、不復標出」と述べている。方崧卿は、實際に校勘を行うとき、符號を用いてどの様な校勘行ったかを示している。なお、その符號を書く際は朱筆を用いるので、「以白字識之」（『韓集舉正』序文）の白字とは、いかなる記號も加えられていない朱筆で記された文字のことである。（補注）では、その符號を以下に列記してみよう。

字 誤字當刊〔正すべき誤字〕（原注：この字は校正済みであり、朱筆で記され、他の符號は付けられていない）

○ 衍字當削〔衍字の削るべき字句〕

□ 脱逸當増〔脱字の補うべき字句〕

己 殺次當乙〔顛倒した正すべき字句〕

こうした符號の考案は、以後の校勘に大きな影響を與えた。例えば、「殺次當乙」の符號（己）は、現在まで踏襲されておられ、文字の削除・文字の補足は、現在ではそれぞれ、（）、〔〕の記號で示され、方崧卿の符號（○・□）と關連がないにしても、恐らく同じ効果を持つものである。符號の使用により、校勘の成果は一目瞭然となった。

### （三） 諸本との對校

方崧卿の校勘の順序は、まず符號を用いて衍字・脱字・誤字を示し、それから注釋形式でその論據を説明する。例えば、卷四「師說」には、「孔子三人行必有我師」とある。凡例によれば、○は、削るべき衍字を示しており、この「曰」字は衍字であることがわかる。そして、その下に、「杭、李刪。『論語』本無「則」字是。「曰」字似不當有」と注している。また、「學于餘嘉其能行古道」の下に、「杭、『文粹』同。蜀本亦無下餘字、李刪」と、注を加えている。また、卷五「何蕃書」に、「昇之于禮部而以聞于天子」という句がある。この句は、もともと「昇之」だが、「之昇」に作

るべきであり、また、原句は「于」字を脱しているので、補足している。この校勘の論據は杭本・蜀本・謝校本の「三本同」であることが、その根據である。

方崧卿の校勘の順序とその方法には、價値があり、その一面は當時の校勘の水準を表している。方崧卿の『韓集』校勘には、他にも特徴がある。それは、閣本（前述の祕閣本）を尊重していたことである。朱熹は、これについて異なった見解を持ち、「然其去取多以祥符杭本、嘉祐蜀本、及李謝所據館閣本爲定、而尤尊館閣本、雖有謬誤、往往曲從、它本雖善、亦棄不錄」<sup>(注三十五)</sup>と述べている。朱熹の言葉から、方崧卿の「閣本の尊重」とは、つまりは館閣本を底本とすることだとわかる。方崧卿以前には、この方法を明確に用いた者はいなかった。

朱熹は、方崧卿の「閣本の尊重」いう方法に、かなりの不満を抱いていた。そのため、方崧卿『舉正』を基にして、『昌黎先生集考異』を撰した際、方崧卿の方法を改め、「今輒因其書、更爲校定、悉考衆本之同異、而一以文勢、義理及它書之可證驗者決之。苟是矣、則雖民間近出小本不敢違、有所未安、則雖官本、古本、石本不敢信」<sup>(注三十六)</sup>とした。ここから、朱熹の校勘は、いかなる版本も中心にすることなく、良いものに従う、底本のない校勘であることがわかる。底本による校勘と底本のない校勘は、明確に異なっている。前者は、版本の系統を維持する校勘である。従って、その版本校勘では、「擇善而從」は不可能である。しかし、後者は版本の系統を維持する必要が無く、諸本を用いて新しい版本を作っている。したがって、この版本校勘の特徴は、「擇善而從」である。當時は、底本を定めた校勘と底本を定めない校勘を明確に區分することはできなかった。そのため、朱熹は、方崧卿を批判すると同時に、『考異』で方崧卿の正しい部分を残し、方崧卿の缺點と誤りを正している。これは後世にある程度の影響を與えている。

『舉正』と『考異』の出現は、南宋末年に、底本による校勘と底本のない校勘が形成されていたことを示しており、これは注目すべき事柄である。

## 七 『儀禮識誤』と張淳の校勘の特徴

『儀禮識誤』は、張淳が乾道年間に『儀禮』を校勘した後、「哀其所校之字、次爲二卷、以『釋文』誤字爲一卷附其後、總三卷、題曰『儀禮識誤』」したものである。(注三十七)張淳、字は忠甫、永嘉の人である。朱熹は「『儀禮』人所罕讀、難得善本、…近世永嘉張淳忠甫校定印本、又爲一書、以識其誤、號爲精密」(注三十八)と評している。

張淳の校勘の特徴は、版本に對して獨特の認識を持っている點である。

まず、張淳は、書物は流布するにつれて、誤りも増すと考えた。彼自身の言葉を借りるなら「歲久而文益訛、既訛而莫之訂」(注三十九)である。彼は『儀禮』を例に挙げ、次の様に述べている。「鄭康成收拾于大小『戴』及劉向『別錄』中參以今古之文、定爲之注、其書已不純古矣。陸德明因劉、範二家之音作爲『釋文』、劉之本如以時爲・、以糟爲酒、以洗爲淬、以韁爲緬、以御爲衙、與德明本異矣。德明之本尙非劉本、其可謂純鄭乎。至賈公彥所據作疏之本、又德明所謂亦作、又作、或作之本也。公彥論『鄉飲酒』、執觶興、洗北面之句、云俗本有盥字。然則今之本又公彥所謂俗本也。此書之傳如是而已」(注四十)。ここでは、まず漢代の鄭玄が注釋した『儀禮』は「其書已不純古矣」で、少なくとも戴德・戴聖や劉向が目にしたものとは異なっていると述べている。陸德明は、劉昌宗・范宣の音によって『經典釋文』を作っているが、傳寫の誤りにより、劉本はすでに「與德明本異矣」であったと述べる。賈公彥が疏を作る際に参照した本にいたっては、すでに陸德明が底本にすることができないと疑ったもので、宋代に通行した書は、賈氏の言う俗本である、とする。狀況が悪化し、時が経つにつれ、誤りが多くなるという張淳の認識は、道理に適っている。

それではこの様な状況下では、どのようにして校勘を行うべきであろうか。張淳は、版本の系統と祖本概念を提起している。彼は『儀禮』の版本を分析し、「此書初刊于周廣順之三年、復校于顯德之六年、本朝因之、所謂監本也。而後在京則有巾箱本、在杭則有細字本、渡江以來、嚴人取巾箱本刻之、雖咸有得失、視後來者爲善。……監本者、天下後世之所祖；巾箱者、嚴本之所祖……」(注四十一)と述べている。ここから、張淳が『儀禮』の版本を、監本と巾箱本という二つの系統に分けていることがわかる。その系統を圖にすると以下の様になる。

初刊（周の廣順三年刊）↓複校重刻（顯德六年刊）↓監本

巾箱本（京師）↓嚴州本

—

細字本（杭州）

版本の系統を明確にすると、次第に變化する版本の關係を通じて、誤りが生じた原因を推測することができる。特に、版本の系統が明確になった後では、その系統の「祖本」も、自明であることは言うまでもない。道理から言えば、ある系統の祖本は、その系統の最初に刊刻された版本であり、一般的に、その系統の中で、誤りが比較的少ない版本であり、校勘の際、無視できない版本でもある。版本の系統を明確にするという基礎に立って、張淳は「監本者、天下後世之所祖。巾箱者、嚴本之所祖」と述べ、「祖本」という概念を提起している。版本の系統を明確にし、その祖本を探すが、校勘において非常に重要であることを證明している。版本を収集する場合、異なる系統の版本の収集に注目する必

要があり、一つの版本の系統においては、その祖本の収集に注目する必要がある。そうすれば、比較的容易に、校勘における主要な矛盾を見つけることができる。何故なら、系統も祖本も明確ならば、校勘において「主校本」と「參校本」を確定できるからである。「主校本」とは、底本として通校（對校とも稱する）する本であり、「參校本」とは、單に問題を見つけた際に参照する本である。したがって、誤りが比較的少ない「祖本」を「主校本」にできた場合、倍以上の効果を得ることが出来る。今日に至るまで、校勘者が版本を収集して、全ての系統を明確にし、祖本を見つけてこそ、校勘の「主校本」を確定することができるのである。

そのほか、張淳は、校書における古注参照の必要性も提起している。彼は、「淳首得嚴本、故以爲據。參以群本、不足、則質之疏、質之『釋文』。疏、『釋文』又不足、則闕之、蓋不敢以諛見斷古經也」と述べている。この「參以群本」とは、版本校勘のことであり、やはり主要なものである。版本校勘で足りなければ、疏や『經典釋文』を考察する。疏や『經典釋文』は古注に屬しているが、注釋というものは本文を解釋する際に明確に説明する爲に、それぞれの原文を引用しなければならず、従って疏や『釋文』の中から、注釋された本文の本來の姿を見つけることができる。しかも、當然の事ながら注釋であるから、字句や内容を解釋しており、文字の相違についても、是非を判斷するのに役立つ。疏や『經典釋文』の成書年代は異なり、示される本文にも相違があるが、これは、校勘上の價值に影響するものではないし、張淳が提起した校勘方法の意義を損なうものでもない。張淳が提起したこの方法は、校勘の證據収集の領域を擴大し、後世の校勘者に廣く用いられ、多大な影響を與えているのである。

#### 【原注】

(注一) 『麟臺故事』卷二

- (注) 一 『南宋館閣錄』卷三  
 (注三) 袁本『郡齋讀書志』卷五上  
 (注四) 『宋史』劉敞傳  
 (注五、七) 『後漢書』光武帝紀  
 (注八) 『後漢書』孝順孝冲孝質帝紀  
 (注九) 『後漢書』沛獻王輔傳  
 (注十) 『後漢書』光武帝紀  
 (注十一) 『後漢書』賈綜傳  
 (注十二) 『進新唐書糾繆表』  
 (注十三) 『揮塵後錄』卷二  
 (注十四) 『成都縣志』卷三  
 (注十五) 『直齋書錄解題』卷四  
 (注十六) 『進新唐書糾繆表』  
 (注十七) 『新唐書糾繆序』  
 (注十八) 『進新唐書糾繆表』  
 (注十九) 『新唐書糾繆序』  
 (注二十) 『進新唐書糾繆表』  
 (注二十一) 『新唐書糾繆』卷一  
 (注二十二) 『新唐書糾繆』卷四  
 (注二十三) 『新唐書糾繆序』  
 (注二十四) 『校勘學釋例』  
 (注二十五) 『新唐書糾繆序』  
 (注二十六、二十八) 『四庫全書總目』卷四十六  
 (注二十九) 『朱子語類』卷十九



(注三十)、『朱子語類』卷十四

(注三十三) 「文苑英華辨證序」

(注三十四) 『思适齋書跋』 「書文苑英華辨證後」

(注三十五)、『三十六』 『昌黎先生集考異』 卷一

(注三十七) 「儀禮識語誤序」

(注三十八) 『四庫全書總目』 卷二十

(注三十九)、『四十二』 「儀禮識語誤序」

(1) 補注 原著者が使用したであろう中華書局の『後漢書』は、既に「住」字に修正してある。その爲に「元々「任」に作る」と注したのであろう。

(2) 補注 『韓集舉正』(古典研究會叢書 漢籍之部第三十九卷、汲古書院、二〇〇四年)の解題において、佐藤保氏は「白字(陰刻)で示す」といい、「白字」を文字通りに捉える。